○文部科学省
経済産業省告示第四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十二項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構から交付する平成二十九年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十九年七月二十六日

文部科学大臣　松野　博一
経済産業大臣　世耕　弘成

一　国立研究開発法人日本医療研究開発機構から交付する特定補助金等
脳科学研究戦略推進プログラム・革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクトに係る委託費
医療分野研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム、産学連携医療イノベーション創出プログラム及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費
二　国立研究開発法人科学技術振興機構から交付する特定補助金等
研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費

○厚生労働省
経済産業省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十二項の規定に基づき、厚生労働省又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から交付する平成二十九年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十九年七月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

一　厚生労働省から交付する特定補助金等
障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金
二　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から交付する特定補助金等
希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品試験研究助成金

○農林水産省
経済産業省告示第三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十二項の規定に基づき、農林水産省又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十九年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十九年七月二十六日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

一　農林水産省から交付する特定補助金等
安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究に係る委託費
食料生産地域再生のための先端技術展開事業に係る委託費
食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクトに係る委託費
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業に係る委託費
市場開拓に向けた取組を支える研究開発に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発のうちゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発のうち広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発に係る委託費
生産現場強化のための研究開発に係る委託費
ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業に係る委託費
資源評価精度向上のための次世代型計量魚群探知機の開発事業に係る委託費
赤潮・貧酸素水塊対策推進事業のうち人工衛星による赤潮・珪藻発生等の漁場環境観測・予測手法の開発に係る委託費
水産業革新的技術導入・安全対策推進事業に係る補助金
放射能調査研究委託事業のうち「農林生産環境中における放射性核種の濃度変動の要因と動態の解明」に係る委託費
農林水産分野における気候変動対応のための研究開発に係る委託費
営農再開のための放射性物質対策技術の開発に係る委託費
戦略的プロジェクト研究推進事業に係る委託費
都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及に係る補助金
クロマグロ養殖用の高機能、高効率餌料の開発事業に係る委託費
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業に係る補助金
ＩＣＴを利用した次世代スマート沿岸漁業技術開発事業に係る委託費
環境ＩＴ技術を活用した新たな養殖技術開発事業に係る委託費
放射性物質測定調査委託事業に係る委託費
二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等
「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業に係る委託費
戦略的イノベーション創造プログラムのうち次世代農林水産業創造技術に係る委託費

○経済産業省告示第百七十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第一項の規定に基づき、平成二十九年度中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十九年七月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成二十九年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

アベノミクスの取組の下、企業収益は過去最高の水準となり、就業者数は増加、多くの企業で四年連続のベースアップを実施するなど過去三年の賃上げの流れが続いている。雇用・所得環境は大きく改善しており、全国で経済の好循環が着実に回り始めている。

こうした中、中小企業・小規模事業者についても業況、資金繰りが改善し、経常利益が過去最高水準、倒産件数は二十六年ぶりの低水準にあるなど、取り巻く状況は改善傾向にある。

他方で、規模の小さな事業者については改善の度合いは小さく、業種や地域によっては景況感にばらつきがある。全国三百八十一万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、全国津々浦々の事業者に経済の好循環の波を行き届かせ、景気回復を実感させることが必要である。

このため、中小企業・小規模事業者の創意ある成長発展や生産性向上による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業・小規模事業者へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十九年度における中小企業・小規模事業者等に対する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する特定補助金等の法第三十二条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業・小規模事業者等向け支出目標

国等は、平成二十九年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業・小規模事業者等に対して支出する額が、約四百六十億円となるよう努めるものとする。

なお、平成二十八年度補正予算については、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」を含む約六百九十三億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。